

平成 19 年度

学位（博士）の授与に係る論文内容
の要旨及び論文審査結果の要旨

(平成 20 年 3 月授与分)

北九州市立大学大学院
社会システム研究科

目 次

学位番号	学位被授与者氏名	論文題目	頁
甲第25号	黒木 八恵子	自閉症児者に対する「構造化された支援」の有効性に関する研究 —北九州市における実態調査に基づいて—	1
甲第26号	江田 久美子	障害者の就労における福祉サービス供給の実態とあり方に関する研究 —北九州市の無認可小規模作業所を中心に—	4
甲第27号	江口 雅子	Henry James 後期三部作研究 —The primal scene とホモセクシュアルの構図—	7
甲第28号	周 夏露	西安市の経済発展と環境問題 —持続可能な発展への制度的構築—	10
甲第29号	中野 次吉	技術支配の正当性 —エルンスト・ユンガー初期作品における有機的技術論によるニヒリズム克服の試み—	12
甲第30号	廣末 登	フィールドデータに基づく暴力団加入原因の考察 —暴力団構成員、構成員経験者に対するフィールド調査から—	15
甲第31号	藤本 宗一	わが国の中小規模漁業会社（中小資本漁業）の生産物を対象とした 生産と流通の研究	18
甲第32号	藤本 みどり	「恥の文化」から「罪の文化」へ —日欧における比較研究—	21
甲第33号	正岡 利朗	人口減少期における複数居住の研究	25
甲第34号	大塚 由美子	Margaret Atwood の小説におけるサバイバルの重層性	28
甲第35号	金丸 千雪	A Study of Elizabeth Gaskell's 'Social Problem' Novels : The Inner Developments of the Heroines in a Century of Social Change	31

学位被授与者氏名	黒木 八恵子 (くろき やえこ)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第25号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	自閉症児者に対する「構造化された支援」の有効性に関する研究 —北九州市における実態調査に基づいて—
論文題目 (英訳または和訳)	A Study on the Validity of "Structured Support" for Persons with Autism — Based on the Survey in Kitakyushu City —
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 博士 (経済学) 吉村 弘 同審査委員 : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 工学博士 谷村 秀彦 同審査委員 : 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科 特任教授 博士 (社会福祉学) 田端 光美
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本研究の目的は、北九州市における筆者自身の事例研究や実態調査に基づいて、自閉症児者に対する支援方法としての「構造化された支援」の有効性を、できるだけ一般的、客観的、実証的に検証することである。</p> <p>1943年にKanner, L. が自閉症に関する論文を発表してから60年以上が経過し、筆者も自閉症児者支援に30年近く関わってきた。その中で筆者が得た支援方法についての重要な論点は、自閉症児者が地域の中でより安定して生活することができるためには、施設や学校などだけでなく「家庭でも出来る支援方法」、「一生涯継続できる支援方法」ということであった。筆者は支援実践を通じて、「構造化された支援」がこの条件を満たす優れた方法であり、自閉症児者に対して有効な支援方法であるという確信を強く持つに至り、それを本論文において検証したいと考えた。</p> <p>序章では、研究の目的・方法・社会的意義、先行研究の概要及び本研究の位置付けを述べ、第1章では、自閉症に関する診断基準、自閉症の実態についてアメリカを中心とした学会の動向が紹介される。第2章では、広く自閉症児者に対する支援方法を概観し、その中における「構造化された支援」の位置付けがなされている。</p> <p>第3章では、「構造化された支援」についての有効性を、筆者の実践した5つの事例に即して明らかにする。この事例研究をより一般的なものとするために、第4章では、2つのアンケート調査を行う。第1次アンケートは、北九州市内の自閉症児者保護者団体・その関連施設を中心に実施し、「構造化された支援」が有効であるとの結果を得た。しかし、ここでは、(1)「構造化された支援」実施の有無を直接に尋ね、その効果についても有無を直接に尋ねた、(2)ア</p>

	<p>ンケートを自閉症児者保護者団体に依頼した、などの問題があった。そこで、第2次アンケートではこれを改めて、より客観性を高めるために①「構造化された支援」を実施したかどうかを直接尋ねずに、具体的な取り組み方法（たとえば、活動場所が分かりやすいように家具配置の工夫をしいているかなど）を種々尋ね、また、「構造化された支援」の効果について直接に質問しないで、変化（たとえば、パニックが減ったかなど）を種々尋ねる、②アンケート対象は保護者団体に依頼するのではなく、アンケート供給者側と同じ養護学校小学部もしくは小学校の養護学級の保護者を対象とする、さらに、③北九州市で「構造化された支援」を家庭の中で実施する保護者が多くなった時期から判断して調査時点（平成18年9月）現在小学生である者を対象とする、など工夫されている。</p> <p>その結果、いずれの方法でも「構造化された支援」の有効性を示すことが出来たが、とりわけ、事例研究の結果をアンケート分析によってより一般性のあるものとし、また、第1次アンケートの結果を第2次アンケートによってより客観性のあるものとするが出来た。</p> <p>終章では、前章までの結果を基にして、「構造化された支援」を保障していくためのシステム構築に対するいくつかの課題及び今後の研究課題が述べられている。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>(1)本論文は、社会人としての経験より得た確信を大学院においてより一般的・客観的に究めるといふ研究姿勢において評価し得るものであり、また成功していると判断できる。</p> <p>(2)平成15年の文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について」答申、平成17年「発達障害者支援法」施行、厚生労働省「発達障害者支援体制整備検討事業」実施など、自閉症等発達障害児者に対する支援方法や体制整備が現代的な課題となっているときに、自閉症児者に対する「構造化された支援」の有効性についてしっかりした実証研究結果を得たことは社会的に大きな意義を有するものと評価される。</p> <p>(3)自閉症児者に対する支援方法を広く概観し、その中における「構造化された支援」の位置付け・意義が示されているなど、先行研究の渉猟も確かであり、評価できる。</p> <p>(4)事例研究にとどまらず、それを一般化するために2つのアンケート調査を行い、しかも、第2次アンケートでは客観性を高めることに成功していると評価できる。</p> <p>(5)第2次アンケートでは、「構造化された支援」の有効性が見事なほど明確に示されているが、これも評価に値する。</p> <p>(6)本論文は、筆者も自覚しているとおりに、自閉症児者の中でも知的障害がある者を中心としており、その点で限定された分析であり、今後さらに幅広い研究に発展することが期待される。</p> <p>(7)以上より、本論文は博士として十分な内容であると評価する。</p> <p>平成20年2月27日に、北九州市立大学北方キャンパス本館D-101教室において</p>

	<p>て、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>
--	--

学位被授与者氏名	江田 久美子（こうだ くみこ）
本籍	北海道
学位の名称	博士（学術）
学位番号	甲第26号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項該当
論文題目	障害者の就労における福祉サービス供給の実態とあり方に関する研究 —北九州市の無認可小規模作業所を中心に—
論文題目（英訳または和訳）	A Study on the Actual Situations and Ideal Method of the Welfare Service Provisions in Working of the Disabled Persons - Focusing on unlicensed small-scale workshops in Kitakyushu City -
論文審査委員	論文審査委員会審査委員（主査）： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 博士（経済学） 吉村 弘 同審査委員： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 工学博士 谷村 秀彦 同審査委員： 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科 特任教授 博士（社会福祉学） 田端 光美
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程（平成17年4月1日大学規程第96号）第10条各号の規定に基づく学位授与判定による。
論文内容の要旨	<p>本論文は、障害者無認可小規模作業所（以下、小規模作業所と略す）における筆者の運営実践の経験を活かしつつ、北九州市の小規模作業所を中心として、アンケート・インタビュー等の実態調査に基づいて、障害者の就労における福祉サービスの実態・問題点を明らかにし、そのあり方及び課題を考究することを目的としている。</p> <p>そもそも、小規模作業所は、障害者の福祉的就労の場として大きなウェートを占めてきたが、それにもかかわらず、その設立以来長い間、法外事業者として位置づけられてきた。そのため、小規模作業所は、この状況を脱出して法内事業所である認可授産・更生施設と制度において同一化することを最大の課題としてきた。このような状況の中で、社会福祉基礎構造改革の流れと軌を一にして2006年10月障害者自立支援法が施行され、法内事業所の要件が緩和されて、小規模作業所は認可授産・更生施設と制度において同一化して法内事業所の対象となった。</p> <p>このことは小規模作業所にとってまたとないチャンスではあるが、小規模作業所が法内事業者になったとしても、それで直ちに小規模作業所の本来の目的が達成されるとはいえないと筆者は考える。現在の小規模作業所が福祉サービス供給者としての「自覚」に欠けるままで、また、障害者自身が自立生活を求める「意欲」の希薄なままでは、たとえ小規模作業所が法内事業所になったとしても、それによって障害者の福祉を向上させる支援をすることができるとは思われない。すなわち、社会福祉基礎構造改革によって、小規模作業所に訪れたチャンスを活かすためには、小規模作業所が福祉サービス供給者としての</p>

	<p>「自覚」をもち、障害者が自立生活を求める「意欲」を持てるような条件を作り出すことが重要である。それを背後から支えるものとして、障害者の自立生活に対する保護者の「期待」と障害者の就労における福祉サービス供給についての一般市民の「認識」もまた極めて重要であると、小規模作業所の運営実践を通じて考えるようになり、これを論文として実証的・説得的に示したい。</p> <p>序章では、問題提起を行い、第1章では福祉的就労の意義と現状、第2章では福祉的就労の制度的側面として、認可授産・更生施設と比較しながら無認可小規模作業所の制度と問題点を述べ、先行研究に基づいて福祉的就労施設の福祉サービス供給者としての「自覚」について考察する。それらを通じて福祉的就労として地域の中で最も身近である小規模作業所の運営上の最も重要なことは小規模作業所自身が福祉サービス供給者としての「自覚」をもつことと及び障害者自身が障害者の自立生活を求める「意欲」をもつことであると問題提起・仮説提示を行う。</p> <p>第3章では、主として小規模作業所や認可・授産施設のサービス供給者・需要者などへのアンケート調査に基づいて、認可授産・更生施設と対比した無認可小規模作業所の実態と問題点を、主に上記の「自覚」「意欲」「期待」「認識」の点から明らかにする。第4章では、第3章の問題点から仮説を構築し、アンケート調査に基づいて、主として平均値の差の検定方法によって仮説検定を行う。その結果、小規模作業所と認可授産・更生施設の福祉サービス供給者としての「自覚」には有意な差があり、小規模作業所では「自覚」が希薄であること、また、サービス需要者である障害者自身(及び保護者)の自立生活を求める「意欲」についても同様に希薄であること、さらに、福祉サービス供給者としての「自覚」が希薄であることは、小規模作業所だけの問題ではなく、その周囲の人たちの小規模作業所に対する「認識」、及び、障害者の周囲の人たちの障害者に対する「期待」等が大きく影響していることを示す。</p> <p>第5章では、前章までの実態調査及び仮説検証の結果及び筆者の実践経験を通じて、障害者の就労における福祉サービスのあり方及び課題について示す。あり方としては、「行き場・受け皿的就労」から「就労的福祉」サービスへの転換の重要性を指摘する。ここで、「行き場・受け皿的福祉」とは、養護学校等の卒業時に一般就労が困難であった者や離職者など、一般就労が困難な障害者の単なる行き場・受け皿となっているものであり、そこでは福祉サービス供給者としての「自覚」が一般的に希薄にならざるを得ない。これに対して「就労的福祉」とは、行き場・受け皿としてではなく、障害者が一般就労をすることが当たり前の社会を構築するために、福祉サービス供給者としての「自覚」に基づいて、障害者の自立生活を求める「意欲」を持てるように支援し、可能な限り一般就労を目指す障害者のための福祉サービスのことである。終章は、本研究における成果をまとめ、残された課題を述べる。</p>
論文審査結果の要旨	(1)本論文は、小規模作業所の運営者、そこでの障害者の母、及び修士課程における小規模作業所実態調査経験者としての3面をもつ筆者が、障害者自立支援法の施行に伴って小規模作業所に訪れた発展のチャンスに直面して、多くの小

規模作業所が目指している方向に疑問を感じ、小規模作業所に対して一種の危機感をもって問題を提起し、その原因、その対応を模索しようとするものであり、その社会人としての経験を大学院での研究によって裏付けようとする意欲は多とするに値するものであり、その社会的意義も大きいものと評価される。

(2)とくに、実践面で得た「自覚」「意欲」「期待」「認識」など、人間の意識に関わる論点を実証的に明らかにすることは多くの場合困難を伴うものであるが、それに果敢に挑戦し、アンケート結果より、意識に関わる点を点数化して仮説検定にまで高めた点は、点数化に際して一義的な確立された方法が存在しない現状に鑑みて、評価に値する。

(3)研究の結果得られた「行き場・受け皿的就労」から「就労的福祉」へという方向性・あり方は、いままで積極的に主張されることが少なかったというものの、全くの新機軸と言うべきものとは言い難く、常識的な内容を大きくはみ出るものではないが、しかしながら、それが主張されるに至った本論文の実証分析に照らしてみれば、社会的に一定の重要性と評価をもって迎えらるるに値する主張であると考えられる。また、課題として提起された諸点についても同様に評価できる。

(4)本論文の主張する方向性・あり方は、筆者がNPO事業運営者として日々実践しているところであり、それに基づいてさらに発展されるものと期待できる。

(5)以上より、本論文は博士として十分な内容であると評価する。

平成20年2月27日に、北九州市立大学北方キャンパス本館D-101教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	江口 雅子 (えぐち まさこ)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第27号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	Henry James 後期三部作研究 —The primal sceneとホモセクシュアルの構図—
論文題目 (英訳または和訳)	Studies on the Last Three Novels by Henry James: With Reference to Primal Scenes and Homosexual Structure
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞 同審査委員 : 北九州市立大学外国語学部 教授 山崎 和夫 同審査委員 : 北九州市立大学文学部 教授 新村 昭雄 同審査委員 : 佐賀大学文化教育学部 准教授 名本 達也
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日 大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>江口はHenry Jamesの後期三作品、<i>The Ambassadors</i>、<i>The Wings of the Dove</i>、<i>The Golden Bowl</i>のなかに、primal scene (原光景) の構図を共通のパターンとしてとらえる。Jamesが自己のセクシュアリティを投影しながら、成就することのないホモセクシュアルな関係を想像し、三作品に共通のエンディングを作り出している点を読み解く。</p> <p>第1章では、江口はJamesのホモセクシュアルに関する先行論文を出版された年代順にまとめている。Kaja Silvermanの場合、Freudが精神分析の中で重視したprimal sceneをJamesの小説に適用した。Silvermanによると、Jamesはprimal sceneを覗き込む子供=視姦者の位置、父の位置、母の位置に主要三作中人物を配置しているという。Silvermanは、視姦者が母への欲望と父との同一化にとらわれるとき、異性愛的欲求を充足させ、父への欲望と母との同一化にとらわれるとき、ホモセクシュアル的な欲求をも充足させる、と指摘した。</p> <p>第2章では、江口はNicolas Bucheleのrenunciation (断念) の考え方と、Silvermanのprimal sceneの考え方を利用しながら、Jamesの<i>The Wings of the Dove</i>と<i>The Golden Bowl</i>における三人の主要作中人物の関係を二人のホモセクシュアルと一人の視姦者として考察する。MillyとCharlotteがそれぞれ女性として描かれているが、男性の視線、男性の眼をもつことを説明している。</p> <p>第3章では、江口は後期三作品の中で最初に執筆された<i>The Ambassadors</i>のホモセクシュアルの構図を考察する。視姦者Stretherは女性的な男性であり、ホモセクシュアルであることを説明する。Madame de Vionnetは生物学的には女性</p>

とみなされているけれども、Stretherが想像力を働かせるとき、彼女は女性的な男性にしばしば変貌するという。ホモセクシュアルである一人の視姦者Strether (=James) が、女性的な年上の男性Madame de Vionnetと力強く若い男性Chadの関係を覗き込み、ホモセクシュアルな想像の中で代理充足を味わう。Stretherは、もう一方でLittle Bilhamに対して男性同士の親密な関係も結ぼうとする。ホモセクシュアルな関係の二重構造である。しかし、強い男性が弱い男性を去勢するとき、つまりChadがMadame de Vionnetを捨て（去勢し）、Little BilhamがStretherを捨て（去勢す）るとき、去勢恐怖がホモセクシュアルな想像にタブーを起動し、二つの関係は成就しないまま終わって、Strether (=James) のホモセクシュアルな想像も終了する。

第4章では、江口は後期三作品の中で二番目に執筆された*The Wings of the Dove*のホモセクシュアルの構図を考察する。Jamesは、KateとDensherの二人に視姦者を設定する。視姦者の二重構造である。視姦者Kate (=James) は、女性的な男性Densherに共感しながら、Densherと強い男性とみなされるMillyとの関係を覗き込み、ホモセクシュアルな想像の中で代理充足を味わう。小説の後半でDensherもまた視姦者となる。視姦者Densher (=James) は、Millyに深く共感しながら、Millyと、神に代わるような父性的な権威をもつSir Luke Strettとのホモセクシュアルな関係を想像する。視姦者Kateの場合、DensherがMillyの死によって切り捨てられた（去勢された）とき、タブーが起動して想像は終了する。視姦者Densherの場合、Millyの命が強い男性Sir Lukeから奪われる（去勢される）とき、タブーが起動して想像も終了する。Densherの側からすると、彼はMillyの神聖化を果たしているのでKateとの関係を成就することができない。Kateの側からすると、彼女はMillyを神聖化しているDensherを受け入れられないので、Densherとの関係を成就することができない。

第5章では、江口は後期三作品の中で最後に執筆された*The Golden Bowl*のホモセクシュアルの構図を考察する。主人公のMaggieは、AmerigoとCharlotteの異性愛の関係をあたかも、primal sceneのように覗き込む。Charlotteは生物学的には女性とみなされているけれども、Maggieが想像力を働かせるとき、彼女はしばしば男性に変貌するという。視姦者Maggie (=James) は、女性的な男性Amerigoに共感しながら、Amerigoと強い男性とみなされるCharlotteとの関係を覗き込み、ホモセクシュアルな想像の中で代理充足を味わう。Jamesは、AmerigoとCharlotteの姦通という異性愛的な男女関係と、その裏に秘められたホモセクシュアルな関係を「神聖」（“sacred”）といている。しかし、Maggie (=James) がじゅうぶん想像と充足を果たしたあとAmerigoがCharlotteから捨てられる（去勢される）とき、去勢恐怖がホモセクシュアルな想像にタブーを起動する。視姦者Maggie (=James) のホモセクシュアルな想像は終了する。結局JamesはAmerigoとCharlotteの関係を破綻させ、徐々にMaggieとAmerigoの結婚を「神聖」（“divine”）とみなして、結婚を肯定することで物語を収束させる。

Oscar Wilde事件の影響で、Jamesは、*The Golden Bowl*に向かうに従って、ホモセクシュアルな想像の隠蔽工作を強めている。*The Ambassadors*、*The Wings*

	<p><i>of the Dove</i>の二重構造を徐々に排除している。<i>The Golden Bowl</i>では、<i>primal scene</i>のシンプルな形を採用している。また、<i>The Golden Bowl</i>ではさらに一歩進んで男女の結婚を神聖化することで、物語を収束させている。この二つの点で、Jamesが二作品を<i>The Golden Bowl</i>に向けて、統合していったことがわかるという。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>江口雅子氏の本論文は、ジェイムズ後期3作品の主要作中人物間にホモセクシュアルの関係が隠れているとの観点から新しい読みを展開し、論文全体でその新しい主張を丹念に説明している。男女関係を覗き込む第三者（視姦者）の目には同性愛の欲求の充足が図られているとの説明には説得力がある。先行研究との関係も明確に処理している。ジェイムズの伝記的要素にも目配りがある。「神聖化」、「断念」の概念を明確に論じており、論文として高い質を保っている。本論文はジェイムズ後期作品についての解釈において重要な貢献であり、充分博士論文としての水準に達している。</p> <p>平成20年2月18日に北九州市立大学北方キャンパス本館B-402教室において審査委員全員の出席のもと江口雅子氏の公開最終試験を実施して、学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに全員一致で彼女の論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>

学位被授与者氏名	周 夏露 (しゅう かる)
本籍	中国 陝西省西安市
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第28号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	西安市の経済発展と環境問題 —持続可能な発展への制度的構築—
論文題目 (英訳または和訳)	The Economic Development and Environmental Problems of Xi'an : Institutional Construction of Sustainable Development
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 法学博士 横山 宏章 同審査委員 : 北九州市立大学国際環境工学部 教授 Ph.D (経済学) 吉原 久仁夫 同審査委員 : (財) 国際東アジア研究センター 所長 Ph.D (経済学) 山下 彰一
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>周氏の博士論文は、第1章「序論」、第2章「西安の経済発展」、第3章「西安における環境の状況」、第4章「環境問題の決定要因としての所得」、第5章「環境問題の決定要因としての制度」、第6章「持続可能な経済発展」から構成されている。</p> <p>第1章は本論文の問題意識 (西安の環境問題をなぜ論文課題として取上げるか)、分析方法、先行研究、論文の概要を説明する。</p> <p>第2章は西安の経済発展の経緯と現状をまず説明する。そして、西安は中国の他の主要都市と比べ、所得水準が低く、また第3次産業の発展も遅れ、国有企業がかなり残っているという経済特徴を指摘し、それは西安が陝西省にあり、陝西省は毛沢東との関係が深かったので共産主義思想が強く残っていて、市場経済への抵抗が強かったためであると説明する。</p> <p>第3章は、西安の経済発展の過程で生じた環境問題の経緯、その現状および原因を分析し、その中で大気汚染は1985年から多少改善されたが、水質汚濁は逆に深刻なっていることを明らかにする。</p> <p>第4章は、環境クズネッツカーブの観点から西安で環境問題と所得はどう関係しているか、経済発展の過程で環境汚染は悪化したのか改善したのか、また所得水準がまだ低いことがどのように環境を改善する制約要因になっているかを分析する。</p> <p>第5章は第二の環境決定要因として制度の問題をとりあげる。制度を問題にするのは、同じ所得水準でも制度の違いによって環境問題が違うからである。西安の環境制度は中国の環境制度の下にあるが、中国の環境保護の法体系は先進国である日本と比べても大きく遅れているとは言えない。西安市は上乘せ・横だし基準さえもうけている。しかし環境改善はあまり進まない。水質の場合</p>

	<p>は悪化さえしている。その主たる制度的理由として改善への政治的意思が弱いことをあげる。西安市は経済発展を中心に幹部の昇進を決め、環境改善への貢献をあまり重視しないし、また公務員全体の給料が低いため汚職が発生しやすく、法の執行体制が作りにくい。それから住民からの圧力も報道の自由がないため、環境運動が盛り上がりにくく、裁判に訴えても裁判所は積極的な役割を果たさない。これらのことを第5章の中心課題として論じている。</p> <p>第6章は、持続可能な発展を実現するための制度構築を模索する。「持続可能な発展」は西安また中国にとって大きな試練である。それは経済成長だけでなく、環境問題の克服という課題も背負うことになるからである。中国は民主主義の国ではないから制度改善ができないということはない。例えば、シンガポールは民主主義国ではないが、東京より都市型・生活型公害を抑制することに成功している。したがって、制度の作り方によっては、一党制を採用している中国でも持続可能な発展が実現できる可能性はある。そのために制度をどう再構築しなければならないかという問題をこの章で検討している。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>周氏の博士論文のテーマは「西安市の経済発展と環境問題——持続可能な発展への制度的構築」である。本論文は改革開放以来の西安市の経済発展と環境問題に焦点をあて、制度論的な観点から持続可能な発展の制度を構築しようとするものである。</p> <p>近年、新たな社会的要請を背景にして脚光を浴びつつある「環境経済学」の分野においてこれまで環境税、汚染物質排出権、環境資源論、環境クズネットワークなどに係わる問題領域に一連の諸研究が中心になってきた。たしかにこれらは重要な問題領域である。例えば、環境クズネットワークであるが、それが示すように所得は環境問題の重要な規定要因であり、これを無視することはできない。論文ではこの関係が西安市の場合どうなっているかを検討しており、これ自体価値あることであるが、これまで経済学的な諸研究が手薄であった制度の問題を重視したことに特徴がある。制度は法体系とその執行体制からなるが、西安市の場合、執行体制に大きな問題があることを指摘し、その原因を追究したことは高く評価してよいのではないと思われる。</p> <p>次に、制度を構築する際、「環境保全のために民主主義が不可欠である」という主張に反論し、制度の作り方によっては現体制の下でも持続可能な制度構築が可能だと主張する。たしかに民主主義は環境問題が特定の発生源に起因する場合は問題解決に有効であるが、自動車による大気汚染のような生活型・都市型の環境問題の改善は難しいことが多い。一党体制でも環境問題の解決は可能だとする主張は一考に価する。</p> <p>さらに、制度変化には経路依存性があるから、制度を改善する際、西安は過去の経緯に縛られざるをえない。こういう制約の中で制度の改善策を模索していることも事例研究として有意義なことだと思われる。</p> <p>平成20年2月29日に、北九州市立大学北方キャンパス本館D-101教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>

学位被授与者氏名	中野 次吉 (なかの つぐよし)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第29号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	技術支配の正当性 ―エルンスト・ユンガー初期作品における有機的技術論によるニヒリズム克服の試み―
論文題目 (英訳または和訳)	The Justification for the Rule of Technology : A Challenge of Overcoming Nihilism by Organic Technology in Ernst Junger's Early Works
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学法学部 教授 博士 (法学) 中道 壽一 同審査委員 : 北九州市立大学法学部 教授 博士 (法学) 重松 博之 同審査委員 : 熊本学園大学経済学部 教授 経済学博士 小柳 公洋
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日 大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は、エルンスト・ユンガーの技術思想をドイツ思想における主体性概念の系譜の中に位置づけることによって、彼の初期思想の特徴を明らかにしようとしたものである。すなわち、本論文は、ユンガーの「労働者」概念をヘーゲルの「民族」、マルクスの「プロレタリアート」、ニーチェの「超人」といった主体性概念の系譜の中に位置づけながらも、同時に、こうした主体性概念を存在概念によって破壊しようとしたハイデッガーと対比しつつ、ユンガーの「労働者」概念を「主体性概念と存在概念との中間形式」であり「主体性概念から存在概念への転換点」として捉え、ユンガーの技術思想を、自律的技術観を基礎とした有機的技術論として特徴づけようとしたものである。</p> <p>従来のユンガー研究は、ユンガーを二十世紀政治史、とりわけナチズムとの関連で論じてきたが、著者は、第一章において、従来のユンガー研究および技術概念の転換を概観した後、新たなユンガー研究の視座として彼の技術思想を提示し、ユンガーの技術思想が世紀転換期前後に生じた道具的技術観から自律的技術観への転換に影響を受けていること、および、後者の技術観に属することを明らかにしている。次に、第二章では、ユンガーが自律的技術観に立脚した原因として、第一次世界大戦における彼の戦場体験を検討する。そして、ユンガーが自律的技術観に適応した人間の存在様式を「前線兵士」に求めたこと、にもかかわらず、その「前線兵士」は、近代的主体概念と比較して相当程度主体性を喪失していたことを指摘する。第三章では、ユンガーが「労働者」の受動性を克服するために、ヘーゲルやマルクスらの疎外概念、ニーチェのニヒリズム、ゲシュタルト心理学を自説に取り入れたことを、ユン</p>

	<p>ガの「形態」概念から明らかにしている。著者によれば、「形態」とは、ユンガーにおいて自律的技術を再器具化する試みそのものであり、「労働者」は「形態」によって一定の主体性を回復する。しかし、主体性の破壊を目論むハイデッガーは、存在概念に立脚し、技術そのものを世界の本質と見なし、ユンガーの「労働者」の主体性を批判したとして、ハイデッガーとの対比においてユンガーの位置を測定している。</p> <p>第四章では、ユンガーの「労働者」が、市民的価値体系の無力化を目論んでいたことを「機能従事者」概念から明らかにすると同時に、ユンガーの「労働者」がマルクスのプロレタリアートとは異なること、ユンガーが市民社会を批判する論理としてニーチェのニヒリズムを援用していることについて、彼の中産階級概念から明らかにしている。第五章では、ユンガーが市民社会に代わる新秩序として構想する「労働国家」について検討し、彼の「労働者」概念にはヘーゲルの論理が援用されていること、自律的技術が「世界史」として「全体動員」という歴史哲学に昇華されていること、そして、ヘーゲルの援用によって「労働者」が二十世紀を代表する存在様式としての正当性および「地球規模」での普遍性を獲得することを明らかにしている。第六章では、ユンガーによる人間と機械との同一視を「有機的構造」という概念から明らかにしている。ユンガーは、近代的主客二元論を批判し、「有機的構造」という概念を用いて主体概念と客体との融合を試みていること、疎外論やニーチェを援用しながら「有機的構造」概念によって自律的技術の再器具化を目論んでいることを指摘し、ユンガーの技術思想は主体概念と存在概念を共存させる試みであったことを明らかにしている。</p> <p>本論文の特徴は、次の三点にまとめることができる。第一は、ユンガーにおける自律的技術観の検討を通して、従来主流であった政治史研究に加え、技術思想の視座を提供している点である。これは、ユンガー研究に、ナチズムや全体主義という視点だけではなく、二十世紀初頭における文化、芸術、社会史、技術史、哲学、心理学などのより広範な認識枠組みを要求する。第二は、ユンガーの技術思想およびその諸概念をヘーゲル、マルクス、ニーチェ、ハイデッガーといったドイツ思想史の中で考察している点である。これは、ユンガー研究に理論史という縦軸での理解を要求する。第三は、上記二点から、ユンガーの思想形成の諸動因を明らかにしている点である。これは、ユンガー理解を限定してきた二十世紀の政治的イデオロギーから解放し、ユンガー思想の独自性と対決する可能性を開くものである。</p>
論文審査結果の要旨	<p>本論文は、ユンガーの膨大な文学的、思想的、哲学的諸論考を丹念にフォローした優れた研究であり、現在のユンガー研究者の動向についても見落としなく十分に目配りしている。また、この大きなテーマを、第一次世界大戦とその後のドイツの、したがってワイマル時代の状況の中でのユンガーの位置づけという点に限定していることも、今後自律した研究者として十分可能であることを示すものであり評価できる。そして何よりも本論文の最大のメリットは、初期論考の中にユンガー思想の体系性をつかんだこととそれに至る過程を丁寧</p>

にフォローしたことにある。その意味で、本論文は、適切な引用と優れた論の構築力を有する論文であり、課程博士号を授与するに十分値する。

今後の課題として、あえて付言するならば、1) ユンガースの思想体系を構成する形而上学的宇宙論、人間本性論についての本論文での的確な解明と同様に、道徳論についてのさらなる展開が期待される。2) ユンガースの原体験とされる戦争体験の総括が「男性的な総括」となっているが、彼の「男性的総括」をなさしめたファクターについてのさらなる研究に期待したい。3) ユンガースの「労働者」概念を、ニーチェの「超人」概念とハイデッガーの「存在」概念との中間に位置づけようとする問題意識とその全体構図は明確であるが、ハイデッガーの「存在」の位置づけについてのさらなる言及に期待したい。その意味において、本論文は可能性を秘めた論文である。

平成20年2月21日に、北九州市立大学北方キャンパス本館B-201教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	廣末 登 (ひろすえ のぼる)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第30号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	フィールドデータに基づく暴力団加入原因の考察 — 暴力団構成員、構成員経験者に対するフィールド調査から —
論文題目 (英訳または和訳)	Consideration of the Causes of Joining a Yakuza Group: Evidence from Field Work for Yakuza Members and Ex-Yakuza Members
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学文学部 教授 文学修士 松尾 太加志 同審査委員 : 北九州市立大学法学部 教授 Ph.D (犯罪学) 朴 元奎 同審査委員 : 九州大学大学院人間環境学府 准教授 博士 (人間環境学) 飯嶋 秀治
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文では、加齢に従い多くの者が非行を卒業し、遵法的市民になるのに対し、何故一部の若者は非行を深化させ、犯罪的集団に加わるのかという疑問について、答えを得るための試みである。そのため、暴力団加入者と加入経験者を対象とし、詳細なインタビュー調査を行うことにより、暴力団加入の社会的、個人的要因について分析・検討することを目的とした。</p> <p>暴力団に関する先行研究においては、加入原因に関してある程度の示唆を得ることができるものの、加入原因に的を絞った研究は存在しない。浅井や滝本らの研究は、刑事施設においてアンケート調査を行っており、暴力団構成員の特徴として、養育家庭環境が悪い、初発型非行傾向がみられる、非行集団加入歴との関係で暴力団加入に至っているなどの結果を得ている。星野らによる研究は、刑事施設における面接調査により為されたものであるが、家庭の機能不全、低学歴、非行集団加入歴、初発型非行傾向が見られることなどの知見は、暴力団加入者の諸特徴を示すものであった。また、暴力団員などにインタビュー調査を行った岩井の研究においては、暴力団員が非合法的機会構造において、加入を地位上昇の手段と見ている。さらに、日本文化を知るための一環として為されたラズのフィールドワーク研究は、物事を行為者の視点からみる姿勢や、調査対象との接触する際の留意点など方法論的な示唆に富むものであった。</p> <p>これらの研究の多くは、刑事施設に収容された被調査者に対するサーベイ調査などの方法を採用しているためデータの妥当性に問題を有している。サーベイ調査では、刑事施設と被調査者間の利害関係による回答の歪みや、回答の真意を確かめることが困難である。そのため、本研究では、現在暴力団に加入し</p>

	<p>ている者，加入経験者を被調査者とし，非指示的面接法によるフィールドワーク調査によって妥当性の高いデータの確保に努めた。本研究における方法論的な特徴は，フィールドワークにより，被調査者から回想的に加入に至る人生過程を聴取することである。この方法により，個々人の生きられた経験，彼らの人生における切片を理解することができる。このように本研究は，被調査者の設定，研究目的や方法において，既存研究とは異なる。ただし，本研究がデータ源とする談話データにあっては，被調査者の発言の信頼性や，調査者の誤解やバイアス等といったデータの信頼性の問題が指摘される。故に，本研究では，被調査者に対する異時点での反復調査を念頭に置き，データの質の確保を図った。</p> <p>本研究では，3つの場面で15名の被調査者に対して面接を行った。ひとつは，暴力団事務所で親分を含む5名の現役の暴力団構成員に対して，親分が同席している場面でのインタビューである。次は，元暴力団構成員や現構成員の社会復帰を支援している教会において，元暴力団構成員である牧師及び暴力団構成員経験者の計7名に対するインタビューである。ここでは反復調査を行った。さらに，その教会の近隣の歓楽街の喫茶店内でのワンショット・サーベイによる3名の暴力団構成員へのインタビューである。以上15名に対して，それぞれの成育史及び暴力団に加入するに至った経緯などについてインタビューを行い，詳細なフィールドノートとしてまとめた。</p> <p>分析においては，個々のケースの分析とともに，暴力団加入の社会的，個人的要因を検討した。社会的要因としては，①機能不全家庭による社会化，②学校の教師を評価主体とする学校文化における否定的評価，③学校の生徒文化における肯定的評価や支持，④非行集団による地位の付与，⑤近隣地域における暴力団組織の存在である。個人的要因として①学業成績の不振，②教育的アプローチが低い，③非行集団加入歴がみられる，④初発型非行傾向がみられる，⑤帰属集団内において地位への執着がみられるといった要因が検討された。このうち，学校内の生徒文化の存在，非行集団による地位の付与，近隣における暴力団組織の存在といった社会的要因や，帰属集団内における地位への執着があるといった個人的要因は，先行研究では指摘されなかった要因である。</p> <p>最後に，検討された諸要因に基づき，本研究の理論的視座との整合性を分化的機会構造理論，焦点的関心理論，資本の再組織化理論，自己評価回復理論に関して検討し，以下の仮説を提示した。暴力団への加入傾向が高くなるのは，社会的・文化的資本が不足した家庭で発達した者が非合法的機会構造内で地位を求めるとき，および，慣習社会において自尊心の低下を経験した者が新たな帰属集団において自尊心の回復を希求するときである。</p>
論文審査結果の要旨	<p>本論文は，暴力団加入原因を探るために，フィールド調査により元暴力団構成員及び現構成員を対象にインタビュー調査を行い，暴力団の加入原因の分析・検討を行ったものである。調査対象者が特殊であることを考えると，インタビューが実行できるまでに様々なハードルがあり，それを筆者自ら克服し，</p>

詳細なフィールドノートを得ることができたということだけでフィールド調査研究として高く評価できるものである。従来の研究でなされていたサーベイ調査においては、被調査者が「囚われの情報提供者」であるため、調査に非協力的な態度をとったり、受刑者の場合、釈放を期待する回答になりかねないことがあり、回答にバイアスがかかってしまう。そこで、本研究では、質問紙や組織立ったインタビューといった手段ではなく、被調査者に回想的に当時の意識や状況を語ってもらう方法を採用し、フィールドにおける非指示面接を行っている。フィールド調査では、彼らの言葉を使い、諸々の行為が埋め込まれている社会生活の文脈を聞き出すことができ、刑事施設内などで尋ねるより実体験に基づいた生彩のある暴力団加入原因を描き出し得ることができる。

論文としての展開も、詳細な先行研究のレビューの中から、サーベイ調査の問題を浮き上がらせ、フィールド調査を行っているが、フィールド調査の持つ問題点も考慮しながら、検討を行っており、フィールドワーク調査の持つ長短を十分理解したうえでの研究であることが伺える。インタビュー調査の結果の分析においては、社会的要因と個人的要因という枠組みでのトップダウン的な検討だけではなく、インタビュー対象者の各ケースにおけるケーススタディによる分析も行っており、妥当性の高い分析であると評価できる。さらに総合考察においては、理論的視座に基づいた仮説の検討まで至っており、学位請求論文としては十分な水準にあると判断できる。

平成20年2月14日に、北九州市立大学北方キャンパス本館D-101教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	藤本 宗一 (ふじもと そういち)
本籍	山口県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第31号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	わが国の中小規模漁業会社 (中小資本漁業) の生産物を対象とした生産と流通の研究
論文題目 (英訳または和訳)	A Study on Production and Distribution Mechanism for Fishery Products By Small and Medium-sized Fishery Firms (Small and Medium-sized Capital Fishery) in Japan
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 経済学博士 井原 健雄 同審査委員 : 北九州市立大学文学部 教授 博士 (理学) 竹川 大介 同審査委員 : 広島大学大学院生物圏科学研究科 教授 農学博士 山尾 政博
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日 大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は、中小規模漁業会社 (中小資本漁業) の生産物を対象とした生産と流通の研究を試みたものであり、その目的は、当該流通システムに関する詳細な検証を行うための理論的な「枠組」 (フレームワーク) を提示するとともに、 (生産者側と消費者側に関わる) 「二段階流通制度」の有効性の実証分析を行ったものである。</p> <p>ここで、「二段階」の制度流通とは、「産地卸売市場」と「消費地卸売市場」という二段階にそれぞれ分けて考察するもので、しかもその経済主体に着目すれば、前者 (産地卸売市場) については、漁業生産者や卸売人あるいは産地買受人 (出荷者) 等から構成されており、後者 (消費地卸売市場) については、卸売人 (集荷者) や仲買人 (消費地買受人) あるいは買出人 (小売業者) 等から構成されている。さらにまた、その集荷方法と販売方法に着目すれば、量販店の効率販売等に対処するべく試みられた1999年における卸売市場法の改正により、前者 (集荷方法) については、委託集荷が買取集荷へ、後者 (販売方法) については、セリ・入札から相対販売への重点移行が、次第に顕在化してきている。</p> <p>このような状況のもとで、本論文では、大都市圏で消費される水産物の供給について極めて大きな役割を果たしている中小規模漁業会社の経済活動について、いつ、なにが、どれほど、等の予測が非常に困難な事態を前提として、効率的な流通システムの枠組を提供すること—換言すれば、現実の制度流通 (すなわち、公的に整備された卸売市場) を十分に利用し活用すること—により、市場法という規程の制約を受けて行われる食品流通に対して、ひとつの評価を</p>

	<p>与えることを意図している。</p> <p>つぎに、本論文の構成は、第1章「水産物供給の現況と海面漁獲漁業生産」、第2章「漁業の生産行動と水産都市の立地」、第3章「水産物産地卸売市場とその用途別配分機能」、第4章「水産物消費地卸売市場とその生鮮品集荷機能」、第5章「産地・消費地間の取引行為の検証」、第6章「水産物卸売市場の商品領域とその限界」となっている。このうち、第1章では、漁業生産の現況と生鮮水産物の供給源を明らかにするとともに、第2章では、わが国の代表的な15の「漁港」をもつ「水産都市」を対象としてその漁場と利用漁港との関係を含む流通機能の解明を計量的に行っている。また、第3章では、流通起点を構成する経済主体による商品獲得行動の情報開示とその類型化に努めるとともに、第4章では、消費地卸売市場における卸売人の集荷独占を目指す行為について詳細に論究している。そして、第5章では、「二段階流通制度」における出荷者と集荷者の売買差益の検証を試みるとともに、第6章では、法的に追認され正当化された「買取集荷」について、同様の数値解析を行い、その結論として、「供給随意性に乏しく狩猟採取型商品である海面漁獲水産物」については、現在なお「流通適合を完成させていない」と論究している。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>本論文の評価として、わが国では中小規模漁業会社が生鮮水産物の中心的な供給者としての役割を果たしている一方、都市居住者もその重要な需要者としての役割を果たしているという基本認識のもとで、その両側面に配慮した生鮮水産物の流通「市場」の有効性を、可能な限りのデータとその精査に基づき、鋭意、実証的に検証したことである。</p> <p>そのなかでも、とくに公的機関による生鮮食料品流通の起源は、「供給予測の不可能性」と「商品の腐敗特性」等に起因するといわれているが、かかる当該商品固有の特性を十分に配慮した上で、その「産地」（買受人）と「消費地」（卸売人）との間における個別具体の取引行為の検証を、二段階の制度流通という枠組のなかで、集荷方法としては委託集荷や買取集荷、販売方法についてはセリ・入札や相対販売等について相対的に試みられている点は大いに評価できる。</p> <p>しかもまた、「水産物卸売市場の商品領域とその限界」について論究された「買取集荷の検証」と「量販店機構の機能限界と卸売市場の商品領域」では、当該商品の耐久性の程度と供給随意性（計画供給度）とを組み合わせる詳細な個別具体の検証を行っている。また、多様な生鮮水産物を受容する柔軟性は「委託集荷」と「セリ販売」にあるとして、量販店によるマス市場に対抗すべく、生鮮水産物のニッチな領域（小規模単位で一般的でない漁獲水産物の対象領域）からの商品実現を目指す端緒として、基本理念に沿った公平性と公開性のある制度を大いに利用すべきである旨の提言を行っている点も評価できる。</p> <p>ただし、本論文では、市場構造に関する分析は非常に緻密に行われてはいるものの、漁業会社そのものに対する分析がやや不足していることに加えて、企業のもつべきマーケティング戦略についても言及不足の感を否めない。また、</p>

1999年の卸売市場法の改正以降、流通市場には大きな変化があり、漁業生産構造も急激な変化を遂げているが、その後の変貌過程についての論究が不足している点も惜しまれる。とはいえ、それらはいずれも今後の検討課題として将来に期待するものであり、もとより本論文自体の評価を下げるものではない。

平成20年2月13日に北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	藤本 みどり (ふじもと みどり)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第32号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	「恥の文化」から「罪の文化」へ — 日欧における比較研究 —
論文題目 (英訳または和訳)	From 'Shame Cultures' to 'Guilt Cultures' A Comparative Study of 'Shame Cultures' and 'Guilt Cultures' in Japan and Europe
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学法学部 教授 博士 (法学) 中道 壽一 同審査委員 : 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞 同審査委員 : 筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授 博士 (文学) 米澤 茂
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日 大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>当論文において著者は、ベネディクトが日本文化を「恥の文化」と指摘したことに端を発し、日本人の「恥」の意識とその変容について歴史的に考察、検証し、過去における「恥」の意識のうち現代では失われた側面と、現代にまで持続する側面を明確にするとともに、ベネディクトが西欧文化を「罪の文化」と指摘したことについて、これを古代ギリシアに遡り、当時の「恥」と「罪」の意識についての考察、検証を行い、西洋古代における「恥の文化」から「罪の文化」への移行を認め、ベネディクトに「罪の文化」と言わしめたその原点を明らかにすることを試みている。</p> <p>ルース・ベネディクトの『菊と刀』は、刊行以来多くの論争を巻き起こし、今日なお日本文化を論じるさいには、必ず言及される日本人論・日本文化論の原点とも言うべき最重要の作品である。「第一章 ルース・ベネディクトの捉えた日本人の『恥』」において、著者は、この書の日本における受容の歴史を調査し、ベネディクトの日本文化についての指摘は完全とは言えないまでも、的を射ているとする。ベネディクト自身は日本文化を「恥の文化」と特徴づけたことにあまり重きを置いていなかったと指摘した後、ベネディクトの「恥の文化」論は日本文化の恥の全体を捉えていないというベネディクト批判に根拠を認め、その原因として、ベネディクトが日本的な恥の観念を英語のshameと等視したことに求める。しかし、それにもかかわらず、著者はベネディクトが日本人の国民性に「恥」という特質を見出したことに大きな意義があるとする。そして、ここから、日本人の「恥」の意識についてさらに深く掘り下げる必要を指摘し、第二章、第三章のテーマとする。</p> <p>ベネディクトが日本人の文化を「恥の文化」と指摘するほどまでに、われわ</p>

れ日本人の国民性に「恥」の意識が表面に現れているのか。著者は、「第二章『源氏物語』における「恥」」において、「恥」という感情が『源氏物語』の主な登場人物においてどのように描かれているかを調べる。源氏物語においては、恥に関する言葉が頻出し、393箇所で見られている。さらにこれは、1. 自分について恥ずかしいと思う場合と、2. 相手に対する形容詞として、相手を恥ずかしいと言う場合に、相手が優れていることを表現する場合に分かれる。1については、1-aとして、相手を基準として自分の劣っていることを感じる場合の恥と、1-b自分を基準にして、相手が自分よりあまりに優れていることを感じる恥があるとする。1-bは1-aと2の中間に位置づけられる「恥」である。著者によると、現代では、2の用例が消失し、さらに、1-bも希薄になってきているとされる。このような分析に基づき、「はづかし」とは、相手との異なりの意識、相手との隔たりの意識、すなわち、他者との乖離の意識に他ならないと結論する。このように、古代貴族社会の「恥」の意識を探った後、次に、「第三章 庶民の『世間』と『恥』の意識」において、著者は、「分限」「世間」「恥」をキー・ワードにして、近世庶民の「恥」の意識を探るべく、西鶴の作品を検討する。江戸時代はきびしい身分制度の下、各階層を通じて分限意識が強く表れ、各人が分をわきまえ、分相応であることを行動規範にしていた。町人の場合、「人情」がもっとも重要な倫理規範であり、これに外れた行為は「恥」であった。武士の場合は義理であり、農民の場合は努力と勤勉により、与えられた土地で働き通すことである。「分」を果たさないことが「恥」である。西鶴作品に頻出する「世間」という言葉は、著者によると、町人の日常生活の「世界」であり、彼らの所属する階層そのものである。町人の判断基準は「世間」がどう考えるかであった。「世間」から逸脱すれば、恥をかき、世間体や世間の思惑の範囲内で行動すれば、恥をかかないですんだ。現代では身分制度は消失したが、「世間」や「恥」、「分」という意識はなおも存続している。しかし、身分制度や階層がなくなったことから、世間という規制原理がしだいに働かなくなり、恥が横行するようになったと指摘する。とはいえ、日本人の「恥」は、「世間」が存在することから意識される「世間」に連結した意識である。著者は、このような行動の型は、ベネディクトの言う、「外面的強制力にもとづいて善行を行う」という「恥の文化」そのものであると結論する。

ところで、ベネディクトは西欧を「罪の文化」と特徴づけたが、E.R. ドッズによると、ホメロスで描かれている世界は明らかに「恥の文化」に属するとされる。では、西洋では、「恥の文化」から「罪の文化」へと移行したのか、もしそうなら、それはどのようにして移行したのか。このような問いの下で、著者は「第四章 ホメロスの『イリアス』とヘシオドスの『仕事と日』」において、ホメロスの『イリアス』とヘシオドスの『仕事と日』における「恥」の意識を検討する。『イリアス』では、戦士や英雄たちに限定されているが、「恥」と「名誉」は表裏一体の関係にあり、戦士仲間の思惑に背き、戦士としての「名誉」を失うことが「恥」であった。神々の世界も、貴族社会の反映であり、「正義」という絶対的なものは存在しない。著者によると、絶

	<p>対的正義や道徳規範に背いた時に感じる「恥」はなく、仲間の思惑に背く時に受ける非難こそ「恥」であり、他人の思惑を押し量り、自己の行動を計るので、ホメロスの世界は、ベネディクトの言う「恥の文化」そのものであるとされる。ホメロスの神々は人間の貴族社会の反映であり、主神ゼウスも人間的な性格を持ち、人間界の家長のような存在であり、ここには、絶対的な正義はない。しかし、著者は、目をヘシオドスの『仕事と日』に転じ、ここでは、ゼウスが絶対的な存在に高められ、正義はゼウスが人間に与えた最高の善きものであり、絶対的なものであることを指摘する。正義に反することが「恥」であり、また、正義は具体的には労働することであり、従って、労働しないことが恥とされる。著者は、絶対的な神が与える絶対的な正義の存在と、それに反することが「恥」とされる点で、ヘシオドスの『仕事と日』の世界は、罪の意識の芽生える第一段階、「恥の文化」から「罪の文化」への移行の第一歩であるとする。「第五章 ソクラテスが示した『正義』と『恥』」において著者が指摘するように、ソクラテスの時代においても、『エウテュフロン』のエウテュフロンや、『クリトン』のクリトンのように、一般の人々はなおもホメロスの「恥の文化」の中で生きていた。これに対して、著者は、ソクラテスが絶対的正義の存在を主張し、それに殉ずることにより、その存在を身をもって示したとする。具体的には、神の絶対的正義の具現体としての「法」を犯す行為が不正行為であり、これはソクラテスにとって、「恥」であるとともに「罪」でもある。仲間の思惑を基準として行動するのではなく、絶対的正義の存在を認め、それに従って行動を規定する「罪の文化」への移行は、ソクラテスとともに成し遂げられたと著者は結論する。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>この論文は、ベネディクトの論説をきっかけにして、日本の「恥の文化」を古代の『源氏物語』、近世の西鶴の諸作品に確認し、現代との相違や現代にまで継続するもの、日本の「恥の文化」の特質を指摘したのち、西洋の「罪の文化」が「恥の文化」から移行したものであり、その移行のプロセスをホメロスやヘシオドスに探り、ソクラテスにおいて移行が決定的に成し遂げられたとする、野心的かつ大きな構想の論文である。</p> <p>通常、このように大きな構想の論文は、論述に破綻をきたし易いものであるが、当論文の場合、むしろ、論述の意図が明確で、首尾一貫している。これは、著者が学部における学士論文、修士課程における修士論文においても、「恥の文化」と「罪の文化」に関わる考察を行ってきたからであり、その基礎のうえに、それを敷衍、発展させる形で博士請求論文を執筆したからであると考えられる。</p> <p>当論文は、各章の論述については、繰り返しを削除するなど、一層の吟味を要し、また、個々の論点については、論拠、論証の一層の明確化、精緻化が必要となる箇所も見受けられる。とはいえ、日本の「恥の文化」と西洋の「罪の文化」について、大きな構想の下で、労を惜しむことなく、文献にあたり、また、各章の結論はほぼ首肯できるものである。とりわけ、第四章、第五章の結論は瞠目すべきものである。このように、大きな筋においては破綻もなく、きわ</p>

めて明確に興味深い一つのストーリーを呈示しえたことは当論文の大きな功績である。以上から、当論文は課程博士号に十分に値する。

平成20年2月29日に、北九州市立大学北方キャンパス本館D-201教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	正岡 利朗（まさおか としろう）
本籍	愛媛県
学位の名称	博士（学術）
学位番号	甲第33号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項該当
論文題目	人口減少期における複数居住の研究
論文題目（英訳または和訳）	A Study of Multi-habitation in the Period of Decreasing Population
論文審査委員	論文審査委員会審査委員（主査）： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 経済学博士 井原 健雄 同審査委員： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 工学博士 谷村 秀彦 同審査委員： 山口県立大学大学院健康福祉学研究所 教授 博士（文学） 小川 全夫
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程（平成17年4月1日大学規程第96号）第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文では、人口減少期における人々の新たな居住スタイルとしての「複数居住」（Multi-habitation）に着目して、その基礎概念を明らかにするとともに、かかる居住スタイルの促進が、地域の人口減少対策として有効であるのではないかという問題意識のもとで、その促進策についての詳細な検討を行ったものである。</p> <p>ここで、「複数居住」とは、「主たる住宅を持つ住民が、従たる住宅を確保し、それらの間を反復移動することにより、総合的に、より高次の欲求を満足させる居住スタイル」であると考えている。</p> <p>また、本論文での主要な論究事項は、つぎの4点に要約される。第1点は、複数居住の経済主体について、その意識や行動はどのようなものか。第2点は、複数居住について、地方自治体等の意識はどのようなものか。第3点は、複数居住は、どのようなインパクトをもたらすものと考えられるか。第4点として、複数居住を促進するためには、どのような施策を実施すべきなのか、ということが指摘される。</p> <p>このうち、第1点については、年収の多寡に拘らず、癒しや自然、趣味の充実を求めて、複数居住を志向する都市住民は確実に存在しているが、その実践者に着目すれば、専ら自家用車を利用して、しかも同一あるいは隣接地方（圏）内で行っている場合が多い反面、受入地域との交流や受入地域への貢献は、ほとんど考慮されていない、という事実を指摘している。</p> <p>また、第2点について、国（各省庁）レベルでは非常に熱心であり、未だ具体化していないものの、都市住民への支援策が独特の内容をもつものとして注目される。しかし、道府県レベルでは、受入地域の自治体等を含めて、複数居住に関する関心の程度は総じて低いものとなっており、一部の市町村では、</p>

	<p>「移住」(Migration) についての関心の程度が非常に高い傾向がある、と指摘している。</p> <p>そこで、第3点として、複数居住のもたらすインパクト分析を行った結果として、実践開始前には、住宅の確保に関連するインパクトが発生するが、その効果を当該受入地域内に帰属させるような仕組みづくりが必要であること。また、実践が開始されると、住宅の維持に関連するインパクトが継続して発生するが、企業行動の変化や地域社会の変化によって受入地域における複数居住の実践の規模が大きく影響を受けること。さらにまた、移住と比べて、複数居住の経済的なインパクトは総じて少ないものの、地方自治体の財政負担も相対的に少ないという特徴があること、等を指摘している。</p> <p>そして、第4点の「政策的含意」(Policy Implications) としては、「従たる住宅の確保支援策」および「移動費用の逡減策」が必要であること。また、現行の多くの道府県における移住施策では、大規模実現についての限界が懸念されるが、人口減少期における今後の重要な地域政策として、各地方(圏)での「Man Powerの相互融通」という観点から複数居住を大いに推進するべきである、と結論づけている。</p>
論文審査結果の要旨	<p>本論文の評価として、人口減少期を迎えた今日、主として行政側の政策用語としての「複数居住」(Multi-habitation) に着目して、その概念の歴史的な変遷過程を、とくに人口が減少するという与件の変化に配慮して、可能な限り丹念に吟味検証するとともに、その実践者としての経済主体の行動様式に準拠した(「経済的効用追求型」としての)経済効果の評価(アセスメント)を行った点が指摘される。また、その特徴は、「複数居住」のあり方として、わが国の多自然居住地域における空き家等の資源を「従たる住宅」として活用して、当該地域の活性化に役立てようとする観点から論究した点にある。</p> <p>さらにまた、複数居住に関わる政策主体として、その「実践者」と「受入地域」とを明確に区別して考察するとともに、「希望者」と「実践者」とも峻別して既存の調査研究の吟味検証を行い、実践者の行動様式についての配慮を欠いた受入地域の期待や願望を厳しく戒めている点も地域政策の観点から大いに評価できる。そのなかでも、とくに本論文では、人口減少期における新たな複数居住の意義を強調するとともに、これまでの「移住」(Migration) を中心とした誘導政策との相互比較や「従たる住宅」についてのリバース・モーゲージ制度の詳細な検討を行っている点も評価される。</p> <p>ただし、本論文では、個人の行動原理としての見方に捉われ過ぎている反面、「地域政策」(Regional Policy) としての観点が不足している点が惜しまれる。また、「従となる住宅」の受け皿となる受入地域が、実際にどのような問題を抱えているのか、あるいはまた、複数居住が当該地域の活性化に寄与し得るのか等については、さらなる現地調査等を試みる必要がある。加えて、昨今の国際的な動向に関する視点や問題意識が相対的に希薄であり、また、参考にされた海外文献にも偏りが見られることから、最近の人口学における移動論や社会老年学における退職者コミュニティ論などについてのフォローアップ作</p>

業が望まれる。とはいえ、それらはいずれも今後の検討課題として将来に期待するものであり、もとより本論文自体の評価を下げるものではない。

平成20年2月26日に北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	大塚 由美子 (おおつか ゆみこ)
本籍	佐賀県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第34号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	Margaret Atwoodの小説におけるサバイバルの重層性
論文題目 (英訳または和訳)	Multiple Layers of Survival in Margaret Atwood's Works
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞 同審査委員 : 北九州市立大学外国語学部 教授 山崎 和夫 同審査委員 : (財)アジア女性交流・研究フォーラム理事長/福岡女子大学名誉教授 吉崎 邦子
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日 大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>序章の「Margaret Atwoodとサバイバル」で大塚は本論全体の目的を概観する。Margaret Atwoodは1972年にカナダ文学の批評書<i>Survival: A Thematic Guide to Canadian Literature</i>を出版する。この批評書はカナダの人々に「自分たちにも自国の文学がある」と認識させた。Atwoodによるとカナダ文学の中心的なシンボルは「サバイバル (生き残ること)」であり、生き残った者たちは、なんらかの意味で「犠牲者」である。このような観点から、Atwoodは「カナダは植民地である」と仮定し、植民地意識から脱却していく過程を4つの「犠牲者の基本的立場」として提示する。</p> <p>アトウッドの<i>Survival</i> (1972) と、サバイバルというテーマについて、Paul Goetschは、<i>Survival</i>は、今日では「古めかしく思える」が、「重要な本」であり、カナダ文学ガイド以上のもの、つまり「国家のサバイバルのガイド」と述べて、Diana Brydonは、<i>Survival</i>はアトウッドのポストコロニアルなビジョンを理解するうえで重要であると主張し、当時はまだ存在していなかったポストコロニアルの概念を先取りしていると述べている。更にSharon R. Wilsonはアトウッドの最新小説<i>Oryx and Crake</i> (2005)に至るまでサバイバルがアトウッドの作品の中心的なテーマであると論じている。</p> <p>大塚はこれら先行批評家の分析を更に深めて、彼らが論じていない「サバイバルの重層性」について分析を試みる。具体的には、アトウッドの小説5冊と詩集1冊をとりあげ、サバイバルというテーマの重層性を論じていく。すなわちアトウッドの主人公たちによる個人レベルのサバイバルが、カナダなど共同体のサバイバル、更には地球環境のサバイバルへと関連していくことを論証する。</p> <p>第1章 「サバイバルと拒食症のメタファー」では、Atwoodが初めて出版した</p>

小説 *The Edible Woman* (1969) を取り上げる。大塚はこの小説における拒食症のメタファーに注目しながら、小説の表層において展開される男女関係のプロットに当時のカナダのナショナリズムの台頭という歴史的な文脈の視点を加えて分析する。こうして主要プロットの男女関係に、当時のアメリカとカナダの関係が投影されていることを主張する。当時のカナダは、アメリカによる経済支配を受けており、マリアンがサバイバルしていく過程、つまり個人レベルのサバイバルが、アメリカの経済的植民地としてのカナダ（共同体）のサバイバルと関連していることを論じる。

第2章「サバイバルと主人公の内面の旅」では、Atwoodによる第2作目の小説 *Surfacing* (1972) を取り上げる。3年前に出版された *The Edible Woman* (1969) では、直接プロットに登場しなかったカナダ対アメリカという対立構造が、*Surfacing* ではプロットの展開に関わってくる。したがって第1章では、大塚は、個人のサバイバルのゆくえがカナダという国家共同体のサバイバルのゆくえを暗示していると論じたが、この第2章では、その関連性がより明確に出ていることを論じる。

第3章「ロストワールドとサバイバル」では、Atwoodによる4作目の小説 *Life Before Man* (1979) を取り上げる。大塚は、「ロストワールド」をキーワードに、この小説の題にこめられた多様な意味を考察しながら、登場人物のサバイバルの行方が、モザイク国家カナダのサバイバル、さらには地球環境のサバイバルへと関連していることを論じる。

第4章「サバイバルと『目撃証言』」では、アトウッドの詩集 *True Stories* (1981) を取り上げる。大塚は「目撃証言はあなたがしなくてはいけないこと」という詩行に注目し、まず「目撃証言」の内容を分析しながらアトウッドがなぜこの表現を用いたのかを探り、この作品が他者もしくは他国のサバイバルのために「目撃証言」を行う重要性を主張していると論じる。

第5章「暴力と権力の構図—*Bodily Harm*におけるサバイバル」では、Atwoodの5作目の小説 *Bodily Harm* (1981) を取り上げる。この作品の主な舞台は、旧イギリス植民地の西インド諸島の架空の島 St. Antoine と Ste. Agathe である。作品舞台がカナダを離れ海外に設定されるのは、小説ではこの作品が初めてである。大塚は、「目撃証言」を「暴力と権力の構図」を断ち切る可能性を持つものと捉える。自由な発言を許されている国に住む人々が、国家権力の圧制を訴える手段を持たない他国の人々の苦しみを理解し彼等に代わって、個人レベルで「目撃証言」を行うことがいかに重要であるかについて考察し、個人レベルでのサバイバルが他国のサバイバルと関連していることを主張する。

第6章「サバイバルと抵抗の物語」では、Atwoodによる「ディストピア小説」 *The Handmaid's Tale* (1985) を取り上げる。この小説におけるギレアデのような全体主義国家では、外部の人間がその圧制の状況をつぶさに目にして行う「目撃証言」を行うのは困難である。大塚は主人公がレジスタンスの手によりサバイバルし「目撃証言」をすることに注目し、個人レベルでのサバイバルが全体主義国家の消滅という国家レベルでのサバイバルに関連し、さらには地球環境のサバイバルへと重層的に関連していることを論じる。

<p>論文審査結果の 要旨</p>	<p>大塚由美子氏の本論文はアトウッドの6作品を丹念に分析した作品研究であり、アトウッドのカナダ性をとらえた作家研究でもある。「サバイバルの重層性」というこれまでにない新しいテーマを初期から6作品で明らかにし、論文全体でこの新しいテーマを丹念に説明している。緻密な論じ方、論述的な表現で一貫した主張を展開する点優れている。サバイバルの重層性の有機的関連が明確に論じられ論文としての高い質を保っている。充分博士論文としての水準に達している。</p> <p>平成20年2月18日に、北九州市立大学北方キャンパス本館B-404教室において、審査委員全員出席のもと最終試験を実施して、大塚由美子氏が優れた研究業績を既に有し早期修了の要件を満たしていることを確認し、論文内容の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士（学術）として十分な内容であると判定した。</p>
-----------------------	---

学位被授与者氏名	金丸 千雪 (かなまる ちゆき)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第35号
学位授与年月日	平成20年3月22日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	A Study of Elizabeth Gaskell's 'Social Problem' Novels : The Inner Developments of the Heroines in a Century of Social Change
論文題目 (英訳または和訳)	エリザベス・ギaskellの「社会問題」小説研究 : 社会変動期におけるヒロインの内的成長
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞 同審査委員 : 北九州市立大学外国語学部 教授 山崎 和夫 同審査委員 : 梅光学院大学文学部 教授 吉津 成久
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日 大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>ヴィクトリア朝時代は、全イギリス史を通して最も国家興隆の時となった反面、解決が困難な社会問題が数多く発生した。大量生産によって単純労働が増えることで、非熟練工でも可能な労働環境が生み出されたこともその一つである。これは、劣悪な職場で長時間の過酷な労働を強いられる労働者たちの困窮を意味する。また、都市のスラム化による衛生面の悪化も深刻だった。そのような中、産業革命を契機にして、世界の綿工業の中心地となったマンチェスターを舞台とした小説『メアリ・バートン』が、エリザベス・ギaskell (1810-1865) によって書かれた。著者は牧師夫人という立場上、織工たちの家庭訪問によって彼らの困窮した生活の実態を承知していた。この小説のリアルな描写と社会観察の正確さは、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』のそれと比較されている。金丸の本研究は、歴史的な転換期において、「近代」のあり方を問う小説群を対象とする。</p> <p>チャーティスト運動から始まり、労使の対立を描く『メアリ・バートン』、自助努力によって成長する中産階級と、生存競争からの脱落者を描く『北と南』。そして、家庭崇拜するブルジョアジーから警戒の目で見られた「墮落した女」の更生を扱う『ルース』。これらの三つの小説には、資本主義経済を全世界へと広げていった大英帝国の勢い、と同時に、醜悪さが表現されている。自立精神が資本主義の精神を、言い換えれば近代を生んだとすれば、強者への弱者の服従を一層、厳格に制度化したのは、近代そのものである。そして、それを強化したのが、集団優先の原理、すなわち多数であることの一体性からはぐれることは理想に反するという見方である。</p> <p>本研究と先行研究との違いについて、金丸は言う。1930年代から60年頃ま</p>

で、ギヤスケル夫人の小説は婦人向き娯楽小説の延長上にあった。体制内の深刻な問題を取り上げるに当たって、善意の女性作家の想像面が強すぎたというのが、大方の批評であった。60年代に入り、カザミアンがヴィクトリア朝期の社会派小説に見られる作家たちの問題意識を高く評価した。さらに、レイモンド・ウイリアムズは新歴史主義の立場から、19世紀文学は歴史とイデオロギーに大いに関連していることを突き止めた。ギヤスケル夫人の三作品を「社会問題」小説だと評したのは彼である。これ以来、各作品の概論的な批評書が現れ、1980年代に入ると、フェミニズム文学批評が、男性の視点で書かれた文学史を修正していった。この時点で、ギヤスケル研究は一気に加速し、今なお、フェミニストたちは、その小説に家父長制度の矛盾を読み取り、女性の隷属からの解放を焦点にしている。金丸の研究は作者の家父長制批判よりもむしろ、真正面から人生の苦悩に立ち向かう青少年の成長、人間の可能性に視野を広げる。というのも、男女平等は少なくとも、現代社会に通貨のように流通する常識と化しているからである。

本研究は、作者の視点がはっきりと作中人物に設定されている点から発して、各小説のヒロインの描かれ方に注目した。脇役ならばありうるのだが、従来の小説と異なりヒロインたちの社会的地位は低く、彼女たちが最初に登場した段階では、精神的に未熟である。さらに、共通して、彼女たちの母と娘の関係は十分に機能していない。頼るべき保護者の欠落した少女期を過ごしている。結婚適齢期を迎えて、彼女たちの愛への憧れとそこに立ちほだかる厳しい現実との落差と失望がある。自分たちの人生を特色づける制約の中で、彼女たちは「近代的」な不信と不誠実に直面する。彼女たちの内部にある捉えがたい閉塞感を打開するために、反抗の形は取られていない。それは、フェミニストが攻撃する従順さかもしれない。重要なのは、ヒロインたちは内省と自らの実践によって人生開眼をして、最終的に作者が希求する人間像として再生していることである。すべての事柄が複雑に絡み合いながら、彼女たちは内的に成長し道義の問題を解決していく。個人が社会の中で苦悩する時、必ず「帝国」が介在している。そのプロセスを丹念に探求した本論文は「社会問題」小説によって、既存体制のあり方に疑問を投げかけたギヤスケルの思想を捉え直している。

父親ジョンを殺人に追いやった苦境を知るメアリは、資本家と労働者を否応なく隔てる壁にぶつかる。彼女は無力で臆病な少女期から、あえて危険を冒そうとする意欲的な女性に変容して、愛するジェムを救うために裁判の証言台に立つ。既存の宗教に懐疑的になったマーガレットの父親は牧師職を辞し、産業都市ミルトンに移る。そこでマーガレットが見聞したのが、労働環境の劣悪さからの病に苦しむベッシー、組合運動の実態などである。彼女は自己の価値判断を修正していく。自立精神は確かに必要であるが、過酷な競争原理、行き過ぎた個人主義は、資本家に都合な論理でしかない彼女に感得すると、工場主ソントンに説得する。ルースは、若き日に性道德の過ちを犯したことからヴィクトリア朝規範からの逸脱者、社会の除け者に貶められる。幸い、ルースは善良な牧師から救いの手を差し伸べられ更生する。それ以上に、彼女は伝染

	<p>病が蔓延した地域社会の看護にあたり人々から尊敬される。三人のヒロインたちは、多感な時期に他者との交わりを通して、人間の本質を学び、それを思いやりのある行動へと移す。小説に描かれた青少年の苦悩と学習の過程、その相互関係を正確に読み取る本研究によって、作者が提示した社会改革の方向性が明確になる。</p>
<p>論文審査結果の 要旨</p>	<p>金丸千雪氏の本論文は、ギャスケルの3つの社会問題小説に関してヒロインの精神的成長を基本テーマとしながら、人格形成の過程で獲得された女性の美質が階級間の和解を導くという方向に社会改革の希望を見ようとしている。論者の主張する社会改革の方向性が明確に主張されている。英文も明晰で、労作である。充分博士論文としての水準に達している。</p> <p>平成20年2月18日に、北九州市立大学北方キャンパス本館B-402教室において、審査委員全員出席のもと最終試験を実施して、金丸千雪氏が優れた研究業績を既に有し早期修了の要件を満たしていることを確認し、論文内容の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士（学術）として十分な内容であると判定した。</p>

平成 19 年度学位（博士）の授与に係る論文内容の要旨及び論文
審査結果の要旨 第 7 号 （平成 20 年 3 月授与分）

発行日 2008 年 4 月

編集・発行 北九州市立大学 教務課

〒802-8577

北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号

電話 093-964-4021